出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
活動	基準
［略］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。 二　［略］ 三　申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設又は歯科技工所に招へいされること。
［略］	

改正前	
活動	基準
［同上］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。 二　［同上］ 三　申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［略］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）	本人が契約を結んだ本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設若しくは歯科技工所又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関、薬局その他の保健医療サービスを提供する施設若しくは歯科技工所の職員
［略］	

改正前	
別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［同上］	
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）	本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職員
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。